

(報告第4号)

## 松本市保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定について

### 1 趣旨

国民健康保険法第82条第4項の規程に基づく、厚生労働大臣が定める保健事業の実施等に関する指針の一部が改正され、保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定が義務づけられました。現在、策定中の計画について、その概要を報告するものです。

### 2 経過

25. 6. 14 閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成・公表、事業の実施、評価等の取組みを求めるとされた。
26. 4. 1 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正
26. 6. 12 厚労省の策定要領に基づき、保健事業実施計画(データヘルス計画)を年度末までに策定するとされた。
26. 9 国保データベース(KDB)システム構築
26. 10. 7 庁内データヘルス計画策定委員会開催(10回)
- ～
12. 25

### 3 計画の概要

#### (1) 計画策定の背景

特定健康診査の実施や診療報酬明細書等(以下「レセプト等」という。)の電子化の進展、国保データベース(KDB)システム(以下「KDBシステム」という。)等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでおり、こうした背景を踏まえ、厚生労働省では、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正し、保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的、かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとなりました。

#### (2) 計画の位置づけ

保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めている実施計画である特定健診等実施計画と一体的に策定します。

また、健康日本21に示された基本方針を踏まえ、松本市健康づくり計画(スマイルライフ松本21)との整合性を図り策定します。

(3) 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までとします。

(4) 計画策定の手順

KDBシステムを活用し、医療等に関するデータの分析及び課題の洗い出しを行うと伴に、分析結果に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組む健康課題を明確化し、より効果的な保健事業の見直しを行います。

(5) 計画の公表・周知、評価

策定した計画は、広報等に掲載するとともに、実施状況の取りまとめを行い、評価・見直しに活用していきます。

計画の位置づけ

	国民健康保険 特定健康診査等実施計画	国民健康保険事業実施計画 データヘルス計画	健康増進計画 スマイルライフ松本21
基本方針	高齢者の医療の確保に関する法律及び松本市国民健康保険条例に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、平成20年度に義務づけられる。	健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的、かつ効率的な保険事業の実施を図るための計画。 特定健診の実施やレセプト等の電子化、国保データベース(KDB)システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価を行う。	健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが取り組むための、総合的かつ具体的な施策の方向を示し、「だれもが健康でいきいきと暮らすまち」「一人ひとりが輝き大切にされるまち」の実現を目指す。
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険法第82条	健康増進法第8条
計画策定者	医療保険者(義務)	医療保険者(努力義務)	市町村(努力義務)
計画期間	平成25年度～平成29年度(第2期)	平成27年度～平成29年度(第1期)	平成23年度～平成32年度
目的	糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化を予防し、国保被保険者の健康寿命の延伸と結果としての医療費適正化	医療等に関するデータを活用して、分析することにより、国保被保険者の生活習慣病対策をはじめとする疾病予防、重症化の抑制、健康寿命の延伸と結果としての医療費適正化財政基盤の強化	市民の健康寿命の延伸
対象者	国保被保険者 40歳～74歳	国保被保険者 0歳～74歳	全市民
主な疾病			
実施内容	<p>特定健診の実施</p> <p>特定保健指導の実施 動機付け支援 積極的支援</p>	<p>・KDBシステムを活用し、健診、医療、介護に関するデータの分析及び課題の洗い出し</p> <p>・分析結果に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題を明確化し、より効果的な保健事業の見直しを行う</p> <p>・特定保健指導の強化 40～50歳の若い世代への働きかけ (脂質異常症・高尿酸血症の減少)</p>	<p>生涯を通じたからだどころに関する保険事業</p> <p>各種健診・教室・講座の実施</p>